明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務二）　一
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同三）　二
○電気事業法第二条第一項第十四号の要件等を定める省令（経済産業一九）　三

〔告　示〕
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十七年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（文部科学・農林水産・国土交通一）　四
○平成二十七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産七四四）　四
○平成二十七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同七四五）　四
○平成二十七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同七四六）　四
○平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第三条第三項の地域を指定する件の一部を改正する件（同七四七）　四
○平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件の一部を改正する件（同七四八）　四
○平成二十六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件の一部を改正する件（同七四九）　四
○平成二十七年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同七五〇）　四
○平成二十七年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同七五一）　四
○平成二十七年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同七五二）　四
○平成二十七年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項の区域を告示する件（同七五三）　四
○建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（国土交通四八九）　四
○道路に関する件（東北地方整備局五二）　五
○道路に関する件（中部地方整備局二三～二五）　五
○道路に関する件（九州地方整備局三三～三五）　五
○道路に関する件（北海道開発局九五～一〇三）　五

〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　五
国家試験
CBTによる平成二十七年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士証票無効・登録抹消関係　五
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表、押収物還付関係　五
会社その他
会社決算公告　五

## 省　令

**○外務省令第二号**

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。